

○財務省告示第百五十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年四月七日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年五月十一日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第二百九十九回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）の価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）及び価

		六				五																		
ロ		イ		ハ		ロ		イ																
札非 発競 行争 入		入価 札格 発競 行争 額		行争 入価 札格 発競 額		札非 発競 行争 入		入価 札格 発競 行争 額																
条第一項の規定に基づき発行し	特別会計の関する法律第四十六	百十五億九千二百六十五万円	債に規定する基、額	の規、定に基、き發行した利付	に關する法律第四十六條第一項	七億七百三十万、特別會計	ついで、き發行した利付	定に基、き發行した利付	う、ち、き發行した利付	円、面金額で一兆七千六百十三億	込、み、の、応、募、額、を、割、り、当、て、る、。	募、限、度、額、の、範、圍、内、に、お、い、て、各、申	各、国、債、市、場、特、別、参、加、者、ご、と、の、申	割、り、当、て、る、。	各、申、込、み、の、應、募、額、を、案、分、に、よ、り	当、て、る、。	も、の、か、ら、そ、の、う、ち、應、募、額、を、順、次、割、り	各、申、込、み、の、う、ち、應、募、額、を、順、次、割、り	非、格、競、争、入、札、發、行、と、い、う、。	下、一、國、債、市、場、特、別、参、加、者、の、發、行、に、よ、り、。	額、を、定、め、る、も、の、に、よ、り、。	市、場、特、別、参、加、者、ご、と、に、應、募、限、度	札、で、あ、つ、て、財、務、大、臣、が、各、國、債	格、競、争、入、札、と、同、時、に、行、わ、れ、る、入

ロ		イ		十		十		九		八		七		ハ																								
札	非	入	価	発	行	振	額	最	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	込	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	込	行	争	非	者	特	国		
発	競	札	格	行	行	替	最	低	入	札	格	第	参	債	発	競	札	格	込	入	札	格	第	参	債	発	競	札	格	込	入	札	格	第	参	債		
行	争	発	競	行	行	単	額	額	札	格	I	加	場	市	行	争	入	競	込	札	格	I	加	場	市	行	争	入	競	込	札	格	I	加	場			
及	入	行	争	格	日	位	金	金	発	競	行	争	入	札	格	I	加	場	市	行	争	入	札	格	I	加	場	市	行	争	入	札	格	I	加	場		
十	額	十	額	平	す	の	振	五					万	千	円	七	円	一																				
三	面	八	面	成	る	記	替	万					円	七	億	三	兆																					
銭	金	錢	金	二	°	載	法	円					五	十	千	七	億																					
	額	以	額	十		又	の						十	三	百	八																						
	百	上	百	一		は	規						二	億	七	十																						
	円	の	円	年		記	定						億	七	千	七																						
	に	そ	に	四		録	に						七	千	二	八																						
	つ	れ	つ	月		は	よ						千	二	百	三																						
	き	ぞ	き	七		、	振						二	百	三																							
	九	れ	九	日		最	替						百	三	十																							
	十	の	十			低	口						三	十																								
	九	の	九			額	座						十																									
	円	も	円			の	面						三																									
	五	と	四			金	簿						三																									

た利付国債について、額面金額
 で七十億六千七百円
 特別会計に関する法律第四十六
 条第一項の規定に基づき発行し
 た利付国債について、額面金額
 で七億六千七百円

の 経 利 発 競 I 加 場 び
払 過 行 争 非 者 特 国
込 利 入 入 者 者 債
み 子 率 札 格 第 参 市

(一) 年一・三パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
式により払込金額に加えた第
十号の規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.3 \times 18}{100 \times 365}$$

初
期
利
子

(二) 発行時において、その利子
に係る所得税が源泉徴収され
るものとして振替口座簿中の
口座に記載又は記録されるも
のについて、前記(一)の算式に
より算出した金額から当該金
額に百分の二十を乗じた金額
（ただし、当該国債を発行時
に、又は外国法人である場合
に、前記(一)の算式により算
した金額に当該非居住者又は
た金額に適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額）を控除
することができる。

平成二十一年九月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し

た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十一年四月七日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成三十一年三月二十日	利子を支払う。六月間に属する
				て、その日以前六月間に属する	を、支払期とし、各支払期において
				を、支払期とし、各支払期において	毎年三月二十日及び九月二十日
				を、支払期とし、各支払期において	後第二期利子